

令和3年1月5日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V

令和2年度分確定申告書・個人決算書・贈与税申告書等プログラムのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社では本年も税制改正対応または機能更新を行い、『所得税確定申告書』『個人決算書』『財産債務調書』『贈与税申告書』『届出書セット』及び各電子申告プログラムを令和2年版として対応致します。

つきましては、変更内容をご参照の上、ご注文くださいますようお願い申し上げます。

- ・改正保守ご加入の場合、ご注文は必要ありません。
- ・印刷した冊子の取扱説明書をご希望の場合はご注文が必要です。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

受注締切日	プログラム発送日
令和3年1月15日	1月下旬～2月上旬頃 お届け予定 ** ネット更新のお客様は CDよりも早く更新可能となります **

※1月16日以降のご注文につきましては上記の発送完了後、順次発送致します。

※電子申告プログラムについても確定申告と同時期の発送を予定しております。e-Taxは令和3年1月4日の更新で令和2年度確定申告等対応版になりますが、[880]電子申告におきましては更新プログラムお届けまで令和2年度の申告はできませんのでご注意ください。

送付資料目次

- ・ 所得税確定申告書システム 変更内容 1～4
- ・ 個人決算書プログラム 変更内容 5
- ・ 財産債務調書プログラム 変更内容 6
- ・ 贈与税申告書プログラム 変更内容 7
- ・ 消費税申告書プログラム 変更内容(令和3年1月6日更新分) 8
- ・ 届出書セットプログラム 変更内容 9
- ・ 関与先名簿プログラム(令和対応版)のご案内 9

別紙

- ・ 「官製用紙印刷」についてのお知らせ
- ・ プログラム注文書

※メール登録のお願い※

弊社ではメールにて発送情報等を配信しております。まだ登録がお済みでないお客様は事務所名とメールアドレスを本文に書いてss@tatemura.co.jpへ送信していただくか、サービス課までご連絡ください。特にネット更新のお客様は登録をお願い致します。

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)

FAX 042-553-9901

以上

● 令和2年分の改正に対応しました。

- 給与所得控除が変わりました。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

- 公的年金等控除が変わりました。

今までは公的年金等の収入のみで判定していましたが、公的年金等以外の合計所得をみて判定するよう変更となりました。(控除額の変動あり)

【65歳未満の人】

公的年金等収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 ~2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超~ 410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 25\% + 17.5$ 万円	$A \times 25\% + 7.5$ 万円
410万円超~ 770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 15\% + 58.5$ 万円	$A \times 15\% + 48.5$ 万円
770万円超~1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 5\% + 135.5$ 万円	$A \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

【65歳以上の人】

公的年金等収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 ~2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超~ 410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 25\% + 17.5$ 万円	$A \times 25\% + 7.5$ 万円
410万円超~ 770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 15\% + 58.5$ 万円	$A \times 15\% + 48.5$ 万円
770万円超~1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 5\% + 135.5$ 万円	$A \times 5\% + 125.5$ 万円
1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

- 所得金額調整控除が創設されました。

【子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除】

給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、年齢23歳未満の扶養親族や特別障害者等を有する人

(給与の収入金額(※1,000万円を上限) - 850万円) × 10% (最高15万円)

【給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除】

給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える人

給与所得控除後の給与等金額(※) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※) - 10万円(※)

※10万円を超える場合は10万円

A・B様式第二表

様式が全面変わりました。

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA2300

住所
氏名

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類 種目 給与などの支払者の名称・所在地等 収入金額 源泉徴収税額

⑩ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

譲渡(短期) 譲渡(長期) 一時

⑪ 保険料控除等に関する事項

保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外

⑫ 本人に関する事項

⑬ 雑損控除に関する事項

⑭ 総合課税の譲渡、一時所得に関する事項

⑮ 配偶者や親族に関する事項

⑯ 事業専従者に関する事項

⑰ 住民税・事業税に関する事項

- ・「医療費控除に関する事項」欄が削除となりました。
- ・社会保険料、小規模企業共済、生命保険料、地震保険料控除において「うち年末調整以外」欄が設けられました。年末調整等でこの控除を受けていない控除額を入力します。
- ・所得の内訳の「種目」欄が独立項目となりました。
- ・「総合課税の譲渡、一時所得に関する事項」欄は合計記入欄となりました。
- ・扶養親族欄と障害者控除欄、住民税用親族欄がひとつになり、調整控除欄が追加となりました。

分離課税用 第三表

第1表に項目が増えたため、項目番号等が変わりました。

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		⑨7		
特別控除額の合計額		⑨8		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ⑨9

○ 退職所得に関する事項

収入金額	退職所得控除額
円	円

- ・分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項が削除となりました。
- ・退職所得の所得の生ずる場所が削除となりました。

● 「青色申告特別控除額 65万円」 → 『55万円』 に変わりました。

★今までどおり65万円の控除を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① e-Taxを利用して所得税確定申告書、及び青色決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する。

「青色申告特別控除額の計算」項目欄が変更となっています。

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

		金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)		⑥ (赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の④欄の金額を書いてください。)		⑦ (赤字のときは0)
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑦のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
	青色申告特別控除額 (65万円又は55万円-⑧)とのいずれか少ない方の金額)	⑨
上記以外の場合	10万円と⑦のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	⑧
	青色申告特別控除額 (10万円-⑧)とのいずれか少ない方の金額)	⑨

(一般用) は2ページ目
(不動産用) は1ページ目
(農業用) は4ページ目

※10万円の青色申告特別控除を受ける場合の改正はありません。

青色申告特別控除額が変更となったため
ツボボタンを65万円・55万円・10万円
としました。

※昨年のデータから引き継ぎをしてお
りません。必ず選択をしてください。

		金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除差し引く前) 不動産P.1[21]		[6] (赤字のときは0) 円
青色申告特別控除前の所得金額(1ページ損益計算書[43])		[7] (赤字のときは0)
※電子申告する場合は65万円 ○65万円 ○55万円	左の控除額と[6]の少ない金額	[8]
青色申告特別控除	青色申告特別控除 ((左の控除額-[8])と[7]の少ない金額)	[9]
○10万円	10万円と[6]の少ない金額	[8]
上記以外の場合	青色申告特別控除 ((10万円-[8])と[7]の少ない金額)	[9]

メニュー区分が「1」の青色決算書で、特別
控除額の選択がない場合は終了時に警告を
表示します。
入力画面に戻って特別控除額を選択して
ください。

個人決算書
「青色一般・青色不動産・青色農業」
の青色申告特別控除が選択されていません。
確認してください。

[F5]をキーイン

● その他 様式変更点

【各青色決算書1ページ目】
注記が追加となりました。

令和 00 年分

住 所

事業所所在地

業 種 名

〒

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

【各青色決算書の3・4ページ】
各収支内訳書の2ページ目

用紙右上に整理番号が追加となりました。
印刷を含めて対応しました。

整理番号

FA3050

- [24] 欄の項目名 「仮想通貨」 → 「暗号資産」に変更となりました。

FA 6003

令和 年 月 日 令和 年 12 月 31 日 財産債務調書合計表

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 (車、船、飛行機以外) ⑰	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 上場株式 ⑥		の預託金等 ⑳	
取得価額 ⑦		他組合等に対する出資 ㉑	
非上場株式 ⑦		の信託に関する権利 ㉒	
取得価額 ⑧		無体財産権 ㉓	
株式以外の有価証券 ⑧		暗号資産 ㉔	
取得価額 ⑨		その他の財産 (上記以外) ㉕	

仮想通貨→暗号資産
に変更となりました。

- 1: 土地
- 2: 建物
- 3: 山林
- 4: 現金
- 5: 預貯金
- 6: 有価証券(上場株式)
- 7: 有価証券(非上場株式)
- 8: 有価証券(株式以外)
- 9: 特定有価証券
- 10: 匿名組合契約
- 11: 未決済信用取引
- 12: 未決済デリバティブ
- 13: 貸付金
- 14: 未収入金
- 15: 書画骨とう
- 16: 貴金属類
- 17: その他の動産
- 18: 他財産(保険権利)
- 19: 他財産(株式権利)
- 20: 他財産(預託金等)
- 21: 他財産(組合等出資)
- 22: 他財産(信託権利)
- 23: 他財産(無体財産権)
- 24: 他財産(暗号資産)
- 25: 他財産(その他財産)
- 30: 借入金
- 31: 未払金
- 32: その他の債務

※入力済データが今回の名称に合うよう
R2変換 ボタンを設けてあります。

令和 2年12月31日 財産債務調書

R2変換

行 No.	財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	(有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備考
1						()	
2						()	
3						()	
4						()	
5						()	
6						()	
7						()	
8						()	
9						()	

※令和2年のプログラムが届くまでは「24：他財産(仮想通貨)」を選択して、データ入力を進めていただけます。

令和2年のプログラムに更新後、R2年変換 ボタンを押すことで入力済みのデータを「24：他財産(暗号資産)」へ変更します。

各表

「令和2年分以降用（又は令和2年分用）」様式に対応しました。

第一表の二

「38：令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額」

「39：特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)」が追加となり、項目及び計算対応をしました。

30年分 → 令和元年分 に変更となりました。

非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成		年		月		日	34					第一表と一緒に提出してください。		
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)										35						
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)										36						
	特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成		年		月		日	37							
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)										38						
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)										39						
	贈与者別の非課税の適用	32のうち非課税の適用を受ける金額										40					
		33のうち非課税の適用を受ける金額										41					
		非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36の金額と39の金額の合計額を限度とします。)										42					
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	32のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)										43					
33のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)										44							

36の金額と37の金額 → 36の金額と39の金額 に変更となりました。

非課税限度額が下図のように変わりましたので、計算対応しました。

〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
種類	省エネ等住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
種類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

第三表の別表の付表

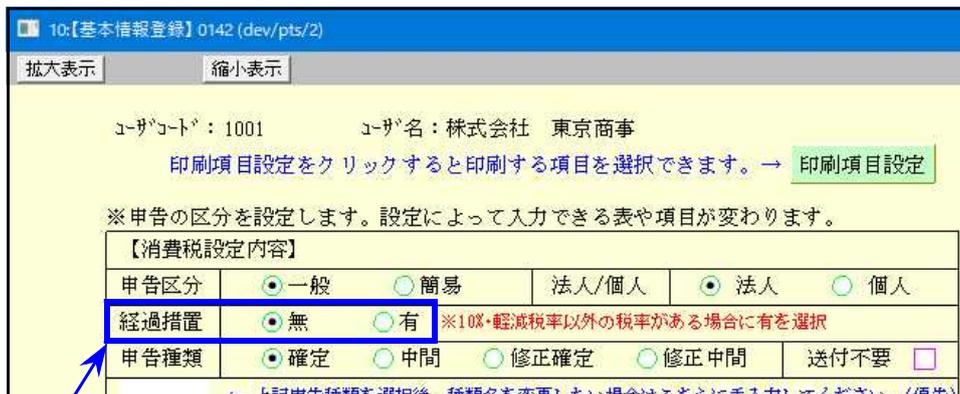
第一表の二の項目追加により様式が変わりました。項目及び計算対応をしました。

※令和2年度版 V-7.10（令和3年1月6日更新分）のご案内です。

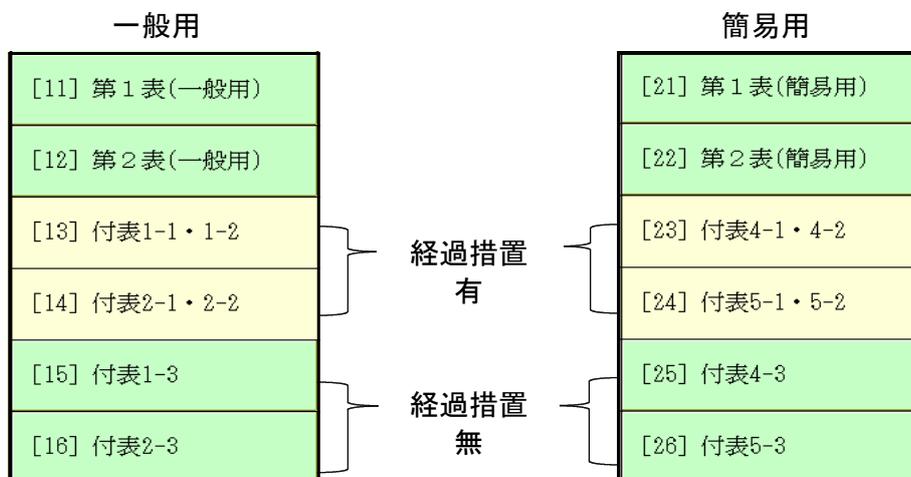
改正保守にご加入いただいていないお客様（V-7.00以前）はご注文が必要です。

● 「経過措置なし」の付表（1-3、2-3、4-3、5-3）に対応しました。

10：基本情報登録



経過措置欄の「無」「有」によって入力できる表が変わります。 ※初期値「有」



● 付表1-1、付表2-1、付表4-1、付表5-1

表題に〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕が追加となりました。

● 付表2-1、付表2-2

「居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額(23)」が追加となりました。

81: 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

住宅耐震改修特別控除
住宅特定改修・認定
住宅新築等特別税額控除

「等」が付いて1行になりました。

額	合計	①		(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
率		②		政党等寄附金等特別控除		
※		③		住宅耐震改修特別控除等		
所得 から 差	社会保険料 小規模企業共済等掛金控除	④		差引所得税額		
	生命保険料 地震保険料控除	⑤		災害減免額		
	寡婦・ひとり親、 勤労学生、障害者	⑥		再差引所得税額 (基準所得税額)		
	配偶者(特別)控除	⑦		復興特別所得税額		

寡婦・寡夫、控除
勤労学生、障害者 ⑥

「寡夫」→「ひとり親」に変更となりました。

89: 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書

90: 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書

➡ ひとつになりました。

1 0 6 0

税務署受付印

所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書

「4 振替納税に関する事項」が追加となりました。

4 振替納税に関する事項

振替納税を引き続き希望する。 はい ・ いいえ

昨年、「令和対応」を行っております。

更新をご希望のお客様は、別紙注文書にてご注文をお願い致します。

※ [1130]関与先名簿・[1140]従業員名簿プログラムの改正保守はありません ※
関与先名簿及び従業員名簿は様式変更がほとんどないため、改正保守は
ご用意しておりません。

現在、各プログラムにおいて官製用紙への印刷対応を行っておりますが、電子申告の普及に伴い官製用紙の入手が以前よりも難しくなっております。

また、プリンタによって転写率が異なるため、印字位置の微調整を行ってもすべてを合わせられないプリンタもでてきております。（上部はよい位置でも下のほうに行くにしがたがってずれてしまう等）

上記の理由により、今後弊社プログラムは白紙用紙に限定して開発させていただきたく、事前のご案内とさせていただきます。

官製用紙印刷対応：令和3年3月31日までの更新プログラム

令和3年4月1日以後更新のプログラムより、順次、印刷メニューから官製用紙印刷をなくしていく予定です。

ご理解、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

税込価格 ※下段()内は税抜価格

■ 所得税確定申告書システム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
77,000 (70,000)	92,400 (84,000)	107,800 (98,000)	123,200 (112,000)	138,600 (126,000)	2,200 (2,000)

■ 個人決算書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
44,000 (40,000)	52,800 (48,000)	61,600 (56,000)	70,400 (64,000)	79,200 (72,000)	1,100 (1,000)

■ 財産債務調書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
22,000 (20,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)	44,000 (40,000)	1,100 (1,000)

■ 贈与税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
33,000 (30,000)	39,600 (36,000)	46,200 (42,000)	52,800 (48,000)	59,400 (54,000)	1,100 (1,000)

■ 消費税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
33,000 (30,000)	39,600 (36,000)	46,200 (42,000)	52,800 (48,000)	59,400 (54,000)	1,100 (1,000)

■ 届出書セットプログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
88,000 (80,000)	105,600 (96,000)	123,200 (112,000)	140,800 (128,000)	158,400 (144,000)	1,100 (1,000)

■ 関与先名簿・従業員名簿プログラム ※改正保守はありません。更新にはご注文が必要です

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
11,000 (10,000)	13,200 (12,000)	15,400 (14,000)	17,600 (16,000)	19,800 (18,000)	1,100 (1,000)

※印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。

改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。

この機会に改正保守をご検討頂きますようお願いいたします。

必要な場合は別途お見積りいたします。

改正保守・1台分 (税込価格)

所得税関連セット(確定申告・個人決算)	月額4,400円	年額52,800円
財産債務調書	月額1,100円	年額13,200円
資産税セット(贈与・相続)	月額2,200円	年額26,400円
消費税申告書	月額2,200円	年額26,400円
届出書・登記用紙	月額1,100円	年額13,200円

複数台の場合は価格が変わります。ワトごとの改正保守もごさいます。

注 文 書

21.01

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入ください。

■ **所得税確定申告書システム** ※確定申告書説明書は2冊で1組です

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		組	

■ **個人決算書プログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ **財産債務調書プログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ **贈与税申告書プログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ **消費税申告書プログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

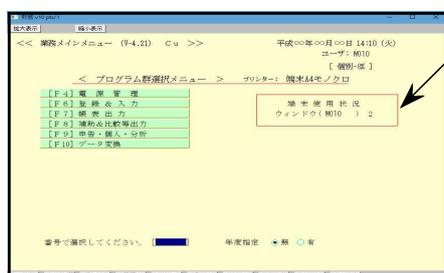
■ **届出書セットプログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ **関与先名簿・従業員名簿プログラム**

本数	価 格	端 末 機 名	取説	保守希望
本	¥		冊	

＜端末機名＞



立ち上がり画面のここに端末機名
を表示しています。

例) w010 等

プログラム金額

 取扱説明書金額

 お申し込み金額合計 円

御社名	
ご住所	

ご注文 F A X : 0 4 2 - 5 5 3 - 9 9 0 1

電子申告をおすすめします

2021. 1

「令和2年分」の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わりました。

改正前（令和元年分申告まで）				改正後（令和2年分申告以後）			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Tax による 電子申告 又は 電子帳簿保存
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
				10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

タテムラ電子申告システムで、今までどおり65万円控除を受けることができます。
まだ電子申告をご利用になっていないお客様、この機会にぜひ電子申告をご検討ください。

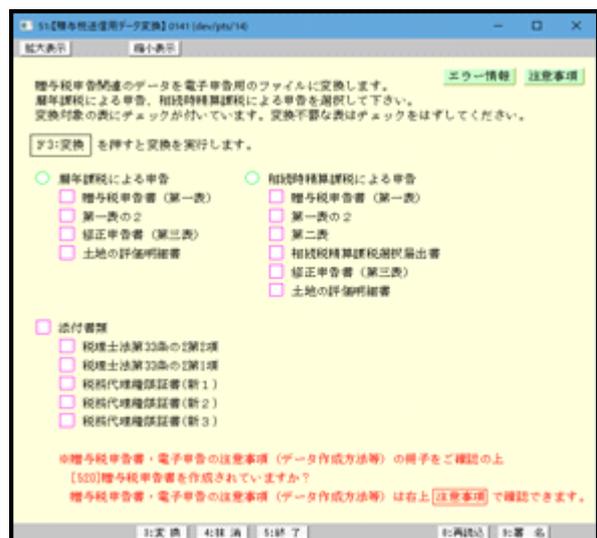
贈与税電子申告を始めませんか？

贈与税申告書 電子申告プログラム

《贈与税申告書・電子申告可能な表》

- ・ 第一表
- ・ 第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
- ・ 第二表（相続時精算課税の計算明細書）
- ・ 第三表（修正申告書）
- ・ 相続時精算課税選択届出書
- ・ 土地の評価明細書

※農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書は、国税庁で電子申告未対応のため郵送になります。
※相続時精算課税選択届出書は、[880] 電子申告システムで作成します。



お問い合わせにつきましてはシステムサービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。
TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)

＜電子申告プログラム価格表＞ 税込価格 ※下段()内は税抜価格

2021.1

セット/セット掛率	1セット	2セット	3セット	4セット	5セット以降
電子申告システム【国税】	77,000 (70,000)	92,400 (84,000)	107,800 (98,000)	123,200 (112,000)	138,600 (126,000)
電子申告システム【地方税】	33,000 (30,000)	39,600 (36,000)	46,200 (42,000)	52,800 (48,000)	59,400 (54,000)
贈与税電子申告システム	22,000 (20,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)	44,000 (40,000)
Win法定調書 電子申請	22,000 (20,000)	26,400 (24,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)
Win源泉徴収高計算書 電子申請	16,500 (15,000)	19,800 (18,000)	23,100 (21,000)	26,400 (24,000)	29,700 (27,000)
Win給与支払報告書 電子申告	22,000 (20,000)	26,400 (24,000)	30,800 (28,000)	35,200 (32,000)	39,600 (36,000)

(※カードリーダーが必要な場合は上記金額に1台につき11,000円を加算してください。設定料を含みます)

＜改正保守[月額]価格表＞

セット/セット掛率	1セット	2セット	3セット	4セット	5セット以降
電子申告システム【国税】	2,200 (2,000)	2,640 (2,400)	3,080 (2,800)	3,520 (3,200)	3,960 (3,600)
電子申告システム【地方税】	2,200 (2,000)	2,640 (2,400)	3,080 (2,800)	3,520 (3,200)	3,960 (3,600)
贈与税電子申告システム	1,100 (1,000)	1,540 (1,400)	1,760 (1,600)	1,980 (1,800)	2,200 (2,000)
Win法定調書電子申請	1,100 (1,000)	1,320 (1,200)	1,540 (1,400)	1,760 (1,600)	1,980 (1,800)
Win源泉電子申請	1,100 (1,000)	1,320 (1,200)	1,540 (1,400)	1,760 (1,600)	1,980 (1,800)
Win給与支払報告書電子	1,100 (1,000)	1,320 (1,200)	1,540 (1,400)	1,760 (1,600)	1,980 (1,800)

《ご注文書》

ご希望の商品にチェックマークを付けてください。

- | | | | |
|--|--------|---|--------|
| <input type="checkbox"/> 電子申告システム【国税】 | _____台 | <input type="checkbox"/> 電子申告システム【地方税】 | _____台 |
| <input type="checkbox"/> 贈与税電子申告システム | _____台 | <input type="checkbox"/> Win法定調書電子申請 | _____台 |
| <input type="checkbox"/> Win源泉徴収高計算書電子申請 | _____台 | <input type="checkbox"/> Win給与支払報告書電子申告 | _____台 |
| <input type="checkbox"/> ICカードリーダー 11,000円 | _____台 | | |
| <input type="checkbox"/> 講習 3時間 35,200円 | _____回 | <input type="checkbox"/> 取扱説明書 1冊1,100円 | _____冊 |

-電子申告プログラムをインストールする端末機名をご記入ください-

--

プログラム等合計金額 _____ 円

御社名	
ご担当者名	
ご住所	

ご注文FAX : 042-553-9901